

新型コロナウイルス感染症（旅客用航空便再開に関する政令の発表）

6月12日、国際航空便の再開等に関する発表が行われたところ、同政令の内容は以下の通り。他方、16日現在、ルアンダに乗り入れている主な国航空会社（注）の30日以降のフライト情報は一部を除き発表されておらず、今後どのように運用されていくのかは不明である。（AF, LH, SA, EK など）

【ポイント】

- ルアンダ発着の国際航空便は2020年6月30日から運航が再開。
（陸路、海路は引き続き封鎖）
（ルアンダ州発着の国内航空便は、ルアンダ州の封鎖解除まで停止）
- 出入国できるのは、アンゴラ人、外国人居住者、外交団。
- 事前に外務省に入国の許可を申請。
- 出発地において8日前までにPCR検査が必要。
- 入国後14日間政府指定施設で検疫下におかれる。（外交官は自宅隔離）

1. 前文

災害事態宣言にかかる5月25日付大統領令142/20を想起し、現在敷かれている国境上の衛生管理やその対策措置に沿う形で、アンゴラ人及び在留資格、難民資格、投資家向け査証、労働査証、学生査証、永住査証を有する外国人の帰国にあたっての規則を以下のとおり定める。

同大統領令や共和国憲法第137条に基づき、内務省、運輸省、保健省、文化・観光・環境省が以下を命令する。

2. 目的（第1条）

本政令は、災害事態宣言適用期間における国内・国際渡航についての規則を定めることを目的としている。

3. 適用範囲（第2条）

本政令は、アンゴラ領土への上陸及び外国への出国に適用される。

4. 国境上の衛生管理（第3条）

（1）災害事態宣言を定める5月25日付大統領令第8条2項に定める以下事情を対象とする。

ア アンゴラ人および外国人居住者のアンゴラへの再入国

イ 外国人の本国への帰国

- ウ 公務による渡航
- エ 貨物，商品，郵便貨物
- オ 人道援助
- カ 緊急医療
- キ 乗り継ぎ
- ク 外交官，領事官の出入国
- ケ 遺体移送（同伴者は2名まで認められる）
- コ 特定の業務を行う外国人専門家

（2）自由な越境移動が再開されない限りは、在外アンゴラ人や当地の外国人居住者のアンゴラへの帰還に関する要請、また人道上運航される特別便に関する要請については、外務省に対しなされなければならない、外務省が保健省及び運輸省と連携し、上記ア、イ、エ、ク、ケの事情に対し許可を出すこととなる。

（3）上記ウについては、大統領府文官庁が、保健省により定められた規則や運航許可に従って、調整する責任を負う。

（4）上記コについては、担当する各省庁が、保健省により定められた規則や運航許可に従って、調整する責任を負う。

（5）緊急を要する場合でない限り、出発の72時間までに、担当する省庁が、各々の責任において当該者の入国にあたっての特定の手続を正式に実施する旨通報する。

（6）保健省及び内務省によって定められた衛生上及び出入国管理上の規則に従い、運輸省が移動手段を定める責任を負う。

（7）運輸省が、全ての国内・国際航空便の運航及び上記エ、カ、キを許可する。

5. 承認される航空便とその条件（第4条）

（1）ルアンダ州発着の旅客用国内航空便については、ルアンダ州の封鎖が解除される日に運航が再開される。

（2）ルアンダ発着の旅客用国際航空便については、国家保健当局の承認を待って、2020年6月30日から運航が再開される。

（3）旅客用国際航空便に搭乗するためには、出発日の8日前までにPCR検査を受けなければならない。検査は、出発国の保健当局より承認された機関で実施されなければならない。

（4）空港当局、航空会社、搭乗客への移動サービス提供者といった直接的・間接的に搭乗客と接触する全ての機関は、国内当局や国際機関により定められた規則を遵守しなければならない。

（5）運航便の頻度については、アンゴラ及び関係他国の航空当局間での調整により決定される。

（6）5月25日付大統領令142/20の附属書III第13.1条に定められた交通機関における収容可能人数を考慮し、航空機内において、国家保健当局により定められた対人距

離に関する規則が遵守されなければならない。

(7) 政府指定施設乃至政府により承認された宿泊施設のどちらかで検疫が実施されるかについては、渡航予定が決定される際に確定される。仮に、入国者が宿泊施設での検疫を望む場合は、保健当局による許可が必要となる。

(8) 入国者は、住所及び電話番号、親類の内2名の名前（配偶者、父親、母親、子女、兄弟姉妹）乃至職場の同僚の名前（上司乃至部下）の内容を含む誓約書に必要事項を記入しなければならない。

(9) 災害事態宣言適用期間中は、海路及び陸路での渡航は許可されない。

6. 検疫措置（第5条）

(1) 全ての入国者は、14日間、政府指定施設で検疫下におかれる義務を負う。

(2) 検疫やPCR検査に伴う費用については、保健省が工面する。

(3) 仮に、政府指定施設が満員になる場合、当該入国者は、各々の責任と費用で、保健省から承認されている宿泊施設で検疫義務を履行しなければならない。

(4) 入国者が保健省により承認された民間医療施設でPCR検査を実施する場合、検疫日数が7日間に短縮され得る。

(5) 外交団に属する帰国者は、保健当局及び入国管理当局の判断の後に、自宅検疫を行わなければならない。保健省が必要と判断すれば、検査を受けなければならない。

7. 発効（第7条）

本政令は即時発効する。